

第4期障がい福祉計画の策定について

1 計画の根拠等

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村は「国の基本指針（※）」に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画を策定することとされています。

現行の第3期計画の期間が平成26年度で終了することから、今年度中に第4期計画（計画期間：平成27～29年度）を策定するものです。

また、県計画では、市町村計画と調整を図りながら、県全体の計画及び保健福祉圏域毎の圏域計画を策定することとしている。

なお、「岩手県障がい者プラン」は、本計画及び障害者基本法に基づく障がい者計画から構成されていますが、障がい者計画部分においては、本県の障がい者施策の基本的方向等について定めており、本計画部分では、それらの施策等を実行するための具体的なサービス提供体制の整備・確保等について定めるものです。

※ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

2 県計画に定める主な事項

(1) 障がい者の地域移行と一般就労移行等に係る目標値

- ① 施設入所者の地域生活への移行（施設入所者数や地域生活移行者数を設定）
- ② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行（入院後一定期間経過時点の退院率等を設定）
- ③ 地域生活支援拠点等の整備（各市町村又は各圏域において少なくとも一つ以上設置）
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等（一般就労移行者数や就労移行支援事業利用者数等を設定）

(2) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類毎の必要な量の見込み及びその確保方策

※ 居宅介護、生活介護、就労継続支援、共同生活援助などの各種サービスについて、例えば、利用者〇〇人・〇〇〇人日分というように必要なサービス見込量を具体的に定めます。

(3) 県が実施する地域生活支援事業の実施に関する事項

(4) 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置

※ 人材養成、事業者の第三者評価、虐待防止及び不利益な取扱いの解消等

3 基本的理念等

(1) 基本的理念

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 地域間格差の解消等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

(2) 基本的考え方

- ① <障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方>
 - 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障
 - 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障
 - グループホーム等の充実や地域生活支援拠点等の整備
 - 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- ② <相談支援体制の確保に関する基本的な考え方>
 - 相談支援の提供体制の充実
 - 地域移行支援及び地域定着支援の拡充
 - 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進
- ③ <被災地の障がい福祉サービスの復興に関する基本的な考え方>
 - 復興期における障がい福祉サービスの安定した運営に向けた支援
 - 被災した障がい者等への支援
- ④ <障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方>
 - 教育施策等とも連携を図りながら支援体制の整備を推進等

4 今後のスケジュール（予定）

平成 27 年

1 月～2 月 市町村計画の目標値及びサービス見込量を精査、圏域調整

2 月～3 月中旬 市町村計画策定

3 月中旬 2 月定例会常任委員会報告

3 月下旬 第 2 回岩手県障害者施策推進協議会開催、県計画・圏域計画策定

第4期障がい福祉計画の概要

【計画の根拠、趣旨、位置づけ】

- 障害者総合支援法第89条の規定により、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等について定める。
- 「岩手県障がい者プラン（障がい者計画部分）」において、本県の障がい者行政の基本的方向や施策等について定めており、これらの施策等を実行するための具体的なサービス提供体制の整備・確保等について定める。

【計画の期間】

- 平成27年度から29年度までの3年間（※第3期計画：平成24年度～26年度）

【区域の設定】

- 9障がい保健福祉圏域（盛岡・岩手中部・胆江・両磐・気仙・釜石・宮古・久慈・二戸）ごとの圏域計画も策定する。

【基本的理念及び基本的方向性等】

《基本的理念》

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 地域間格差の解消等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

《障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方》

- 1 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実や地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

《相談支援体制の確保に関する基本的な考え方》

- 1 相談支援の提供体制の充実
- 2 地域移行支援及び地域定着支援の拡充
- 3 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進

《被災地の障がい福祉サービスの復興に関する基本的な考え方》

- 1 復興期における障がい福祉サービスの安定した運営に向けた支援
- 2 被災した障がい者等への支援

《障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方》

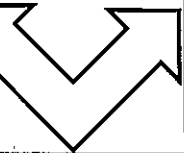
- 教育施策等の関連分野との連携に留意し、障がい福祉サービスに係る関係機関とも連携を図りながら支援体制の整備を推進等

【主な目標値】

- 1 施設入所者の地域生活への移行
 - (1) H29年度の施設入所者数（国指針：H25年度末より4%以上削減）
 - (2) H29年度末までの地域生活移行者数（国指針：H25年度末の施設入所者数の12%以上が移行）
- 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行
 - (1) H29年度における入院後3か月経過時点の退院率（国指針：64%以上）
 - (2) H29年度における入院後1年経過時点の退院率（国指針：91%以上）
 - (3) H29年度における在院期間1年以上の長期在院者数の減少率（国指針：H29.6の在院者数をH24.6時点から18%以上減少）
- 3 地域生活支援拠点等の整備

（国指針：各市町村又は各圏域において少なくとも一つ以上設置）
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
 - (1) H29年度一般就労移行者数（国指針：H24年度の2倍以上）
 - (2) H29年度末の就労移行支援事業の利用者数（国指針：H25年度末の利用者数の6割以上増加）
 - (3) H29年度の就労移行率3割以上である就労移行支援事業所の割合（国指針：全体の5割以上）

実現方策



【計画の達成状況の点検及び評価】

各年度において、目標値やサービス見込量の達成状況を点検・評価し、岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会の意見を聴いたうえで、所要の対策を講じていく。

【主なサービスの見込量】

各年度において、居宅介護、生活介護、就労継続支援、共同生活援助などの各種サービス種別ごとに、必要なサービスの見込量について具体的に定める。

【各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数】

各年度において、指定障害者支援施設に係る必要入所定員について定める。
（国指針：H29末において、H25末時点の施設入所者の4%以上を削減）

【主な地域生活支援事業の見込量（異事業区分）】

「専門性の高い相談支援事業」、「広域的な支援事業」に係るそれぞれの事業について、平成27年度から29年度までの各年度ごとに実施見込量を定める。

【サービスに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置】

- サービス提供に係る人材の養成
- 指定障害福祉サービス事業者等に対する第三者の評価
- 障がい者に対する虐待の防止及び不利益な取扱いの解消

【参考】第4期障がい福祉計画に係る主なサービスの見込量（暫定値）について

※ 以下の数値については、平成26年11月に、市町村からの中間報告を集計した暫定値であり、今後、精査のうえ変更される可能性があるものである。

種 類		H26.11時点の暫定値		
		H27見込量	H28見込量	H29見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	時間	42,737	45,660	48,729
	人	1,471	1,553	1,634
生活介護	人日分	76,689	78,301	80,005
	人	3,339	3,407	3,476
自立訓練（機能訓練）	人日分	483	616	731
	人	22	26	29
自立訓練（生活訓練）	人日分	4,936	5,096	5,241
	人	220	226	228
就労移行支援	人日分	4,833	5,429	6,100
	人	269	303	341
就労継続支援（A型）	人日分	16,780	18,881	21,055
	人	762	842	924
就労継続支援（B型）	人日分	79,717	83,524	87,035
	人	3,770	3,957	4,131
療養介護	人	324	326	331
短期入所（福祉型）	人日分	4,301	4,528	4,742
	人	530	557	581
短期入所（医療型）	人日分	290	300	305
	人	26	27	26
共同生活援助	人	1,739	1,823	1,900
施設入所支援	人	2,097	2,065	2,018
計画相談支援	人	6,904	6,931	7,257
地域移行支援	人	56	67	78
地域定着支援	人	61	66	73
児童発達支援	人日分	7,477	7,745	8,026
	人	559	581	604
放課後等デイサービス	人日分	23,500	24,787	25,940
	人	1,196	1,300	1,380
保育所等訪問支援	人日分	201	235	269
	人	122	126	130
医療型児童発達支援	人日分	360	382	390
	人	33	34	35
福祉型児童入所支援	人	124	125	128
医療型児童入所支援	人	36	38	38
障害児相談支援	人	1,488	1,372	1,439